

群馬県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（例規通達）

令和7年12月17日

群本例規第27号（組一）警察本部長

（概要）

この規定は、犯罪による収益が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること等から、犯罪による収益の移転及びテロ資金供与の防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅並びに犯罪による収益の剥奪を図るために必要な基本的事項を定めたものである。